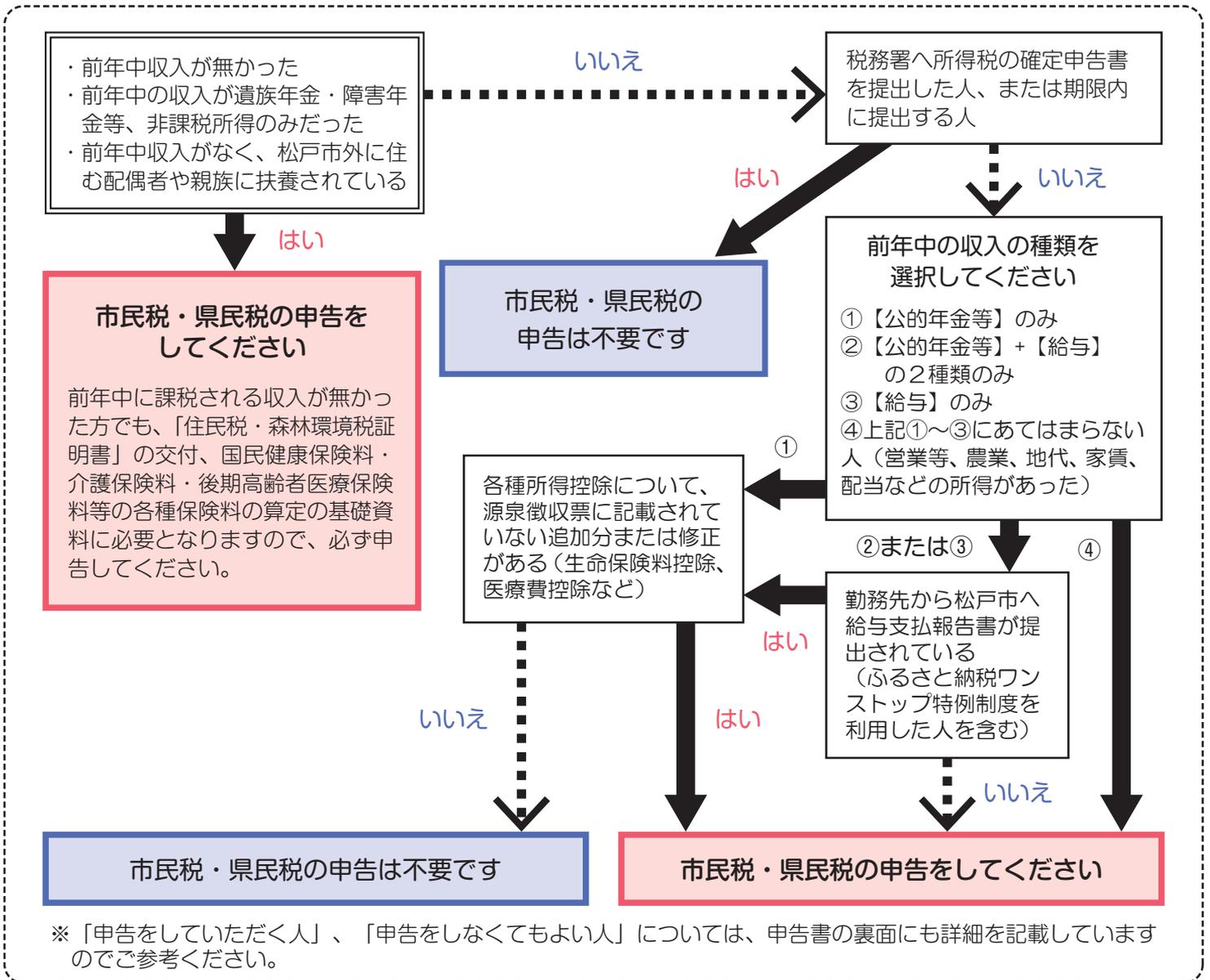


令和6年度 市民税・県民税申告の手引き

申告書の提出期限は2月16日から3月15日までです。

松戸市では、令和5年中に市民税・県民税の申告をし、確定申告書を提出していない人に対し、市民税・県民税申告書をお送りしています。下記の表を参考に各自が市民税・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください。



<申告に必要なもの>

- (1) 令和5年中の所得を証明する書類（給与所得・公的年金等の源泉徴収票、給与明細書又は帳簿書類等）
- (2) 令和5年中に支払った金額を確認できる控除証明書（社会保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費控除の明細書、寄附金受領証明書等）
- (3) 生活保護受給証明書 ※生活保護を受給しており令和5年中に所得のある人
- (4) 障害者控除を受ける人は、障害者手帳又は認定書
- (5) 学生の方は、学生証又は在学証明書等
- (6) 個人番号（マイナンバー）が分かるもの
- (7) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

市民税・県民税の申告書の提出は郵送または、24時間利用可能な松戸市オンライン申請システムでの申請に協力ください。

○申告に必要なもの（申告会場に来られる人は持参してください。）

- (1) 令和5年中の所得を証明する書類（給与所得・公的年金等の源泉徴収票、給与明細書又は帳簿書類等）
- (2) 令和5年中に支払った金額を確認できる控除証明書（社会保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費控除の明細書、寄附金受領証明書等）
- (3) 生活保護受給証明書 ※生活保護を受給しており令和5年中に所得のある人
- (4) 障害者控除を受ける人は、障害者手帳又は認定書
- (5) 学生の方は、学生証又は在学証明書等
- (6) 個人番号（マイナンバー）が分かるもの
- (7) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

○郵送提出には同封の返信用封筒をご利用ください。

上記の『申告に必要なもの』の(1)～(7)に該当する書類を必ず同封してください。ただし、上記(1)～(3)については、原本もしくは写しでも可。(4)～(7)については必ず写しを同封してください。(上記(1)～(7)で両面に記載がある場合は、両面を印刷してください。)その際、書類はのり付けしないようにしてください。

※申告書に電話番号を必ず記入してください。

※申告書の控えが必要な人は、返信用の封筒に切手を貼り住所・氏名を記載して同封してください。



松戸市オンライン申請システム

申告書の書き方

◆申告書は黒色のボールペンで強く記入してください。

令和6年度 市民税・県民税 申告書(提出用)

(あて先) 松戸市長

氏名(フリガナ)、生年月日、電話番号、個人番号(マイナンバー)、1月1日の住所を記入してください。

令和6年1月1日現在の住所 松戸市

フリガナ 氏名 生年月日 電話番号 個人番号

明大 昭平 令 年 月 日

返信 申告書 収入資料 控除資料 その他 保管 マイナンバー

1 収入金額

2 所得金額

3 雑所得

4 配偶者控除・同一生計配偶者

5 配偶者特別控除

6 扶養親族

7 ひとり親控除

8 障害者控除(本人)

9 医療費控除

10 社会保険料控除

11 小規模企業共済等掛金控除

12 生命保険料控除

13 地震保険料控除

14 寄附金に関する事項

15 住居

16 地・長

所得のなかった人の記載欄

生活状況等を記入してください(該当する項目1つに✓を付けてください)。

1 親族の扶養(夫・妻・子・父・母)

2 学生であった。 学校名 年在学中

3 預貯金等により生活していた。

4 生活保護を受給していた。 担当者

5 雇用保険(失業保険)・労災保険等の給付等で生活していた。

6 遺族年金により生活していた。

7 障害年金により生活していた。

8 上記以外の人は昨年の生活状況を記入してください。

【課税される収入のなかった人】

令和5年中に所得のなかった人は、該当する項目の1つに点を記入してください。(配偶者や親族を扶養している人は、併せて配偶者・扶養親族の欄に氏名・生年月日等を記入してください。)

ご希望の徴収方法の□にレ点を入れてください。

105 利子所得・162 一般株式等譲渡所得・192 専従者給与収入額・201 上場株式等譲渡所得・121 株式等譲渡所得割額・123 配当割額・175 上場株式等配当所得・155 所得控除合計・263 基礎控除・193 元割取引所得

申告用紙の色のついた部分(オレンジ色)は事務処理の都合が必要なため、色付けしてあります。
 また、この申告の手引きは令和5年12月現在に作成したものです。その後、地方税法等の改正により内容の一部変更が生じる場合もあります。

①給与収入

(カ) 欄 収入金額…令和5年中の給与、賞与等の収入金額の計。

〔図1〕 令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)			
		(役職名)			
		氏名 (フリガナ)			
		氏名			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給料・賞与	千円	千円	千円	千円	
(源泉)控除対象配偶者	配偶者(特別)	控除対象扶養親族の数	16歳未満	障害者の数	非居住者

※源泉徴収票がない方は、提出用の裏面左上「給与所得の内訳記載欄」に収入金額、支払者（勤務先名）等を記入して計算した合計額を、表面（カ）欄に記入してください。

給与所得の源泉徴収票の支払金額（複数ある場合には合計した金額）を申告書の収入金額（カ）欄に記入してください。※源泉徴収票を同封してください。

(5) 欄 所得金額…下表「給与所得の求め方」を参照して記入してください。

※令和3年度課税より、給与所得控除の見直しが適用されています。

また併せて、所得金額調整控除が設けられました。

給与所得の求め方

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
～ 55万1千円未満	0円
55万1千円以上 ～ 161万9千円未満	給与等の収入金額 - 55万円
161万9千円以上 ～ 162万円未満	106万9千円
162万円以上 ～ 162万2千円未満	107万円
162万2千円以上 ～ 162万4千円未満	107万2千円
162万4千円以上 ～ 162万8千円未満	107万4千円
162万8千円以上 ～ 180万円未満	算出額：(A) = 「給与等の収入金額」 ÷ 4 (千円未満の端数を切り捨てる。)
180万円以上 ～ 360万円未満	(A) × 2.4 + 10万円
360万円以上 ～ 660万円未満	(A) × 2.8 - 8万円
660万円以上 ～ 850万円未満	(A) × 3.2 - 44万円
850万円以上	「給与等の収入金額」 × 0.9 - 110万円
	「給与等の収入金額」 - 195万円

【所得金額調整控除】

- ①概要 【1】 給与等の収入金額が850万円を超え、以下のア～ウのいずれかに該当する場合には、給与所得の金額から次の算式で算出した金額が控除されます。
- ア. 本人が特別障害者に該当する
 - イ. 23歳未満の扶養親族を有する
 - ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

$$\text{「所得金額調整控除」} = (\text{給与等の収入金額 (上限：1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

- 【2】 給与収入と公的年金等の収入の両方がある人で、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は給与所得の金額から次の算式で算出した金額を控除します。

$$\text{「所得金額調整控除」} = (\text{給与所得控除後の給与等の金額 (上限：10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (上限：10万円)}) - 10\text{万円}$$

※【1】と【2】の両方に該当する場合は、【1】控除後に【2】の金額を控除します。

- ②書き方 a. 給与 の区分欄に【1】に該当する場合は「1」を、【2】に該当する場合は「2」を、【1】【2】の両方に該当する場合は「3」を記入してください。
- b. 配偶者控除または扶養親族の欄に記入した親族以外で、イ、ウに該当する親族がいる場合は、申告書裏面の「所得金額調整控除に関する事項」欄に記入してください。

② 公的年金等収入

各種公的年金は、雑所得として扱われます。

※遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので記入しないでください。

(キ) 欄 収入金額

…令和5年中の公的年金等の収入金額の計。

※源泉徴収票を同封してください。

公的年金等の源泉徴収票〈図2〉の支払金額（複数ある場合には合計した金額）を申告書の収入金額（キ）欄に記入してください。

(⑥) 欄 所得金額

…下表「公的年金等の雑所得の求め方」を参照して記入してください。

〔図2〕 令和5年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所						
	フリガナ		生年月日	明治	大正	昭和	平成
	氏名						
	区分	支払金額			源泉徴収税額		
	所得税法第203条の3第1号適用分						
	所得税法第203条の3第2号適用分						
	所得税法第203条の3第3号適用分						
	所得税法第203条の3第4号適用分						

※令和3年度課税より、公的年金等控除の見直しが適用されています。

また併せて、所得金額調整控除が設けられました。

公的年金等の雑所得の求め方

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計(A)※	公的年金等雑所得の金額
65歳以上の方 S34.1.1以前生	～ 330万円未満	(A) - 110万円
	330万円以上 ～ 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	410万円以上 ～ 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	770万円以上 ～ 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円
	1,000万円以上	(A) - 195万5千円
65歳未満の方 S34.1.2以降生	～ 130万円未満	(A) - 60万円
	130万円以上 ～ 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	410万円以上 ～ 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	770万円以上 ～ 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円
	1,000万円以上	(A) - 195万5千円

※公的年金収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、以下の控除額を引き下げる。

①他の所得が1,000万円超～2,000万円以下の場合…10万円減額 ②他の所得が2,000万円超の場合…20万円減額

【所得金額調整控除】

給与収入と公的年金等の収入の両方がある人で、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は給与所得の金額から所得金額調整控除が控除されることとなりました。（詳しくは前頁【2】参照。）

③ 給与・公的年金以外の所得

[1] 営業等所得

種 目…製造業、修理業、建設業、販売業、医師、弁護士、作家、外交員等。

(ア) 欄 収入金額…令和5年中の収入金額。

(①) 欄 所得金額…アから必要経費（販売した商品の原価、地代、人件費、原材料費、租税公課等。生活費を除く）を差し引いた金額。

[2] 農業所得

(イ) 欄 収入金額…令和5年中の収入金額。

(②) 欄 所得金額…イから必要経費（防虫費、特殊耕作器具等。）を差し引いた金額。

[3] 不動産所得

種 目…地代、家賃、貸間代等。

(ウ) 欄 収入金額…令和5年中の収入金額。

(③) 欄 所得金額…ウから必要経費（修繕費、借入金の利子、損害保険料、減価償却費等。）を差し引いた金額。

[4] 配当所得

種 目…株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配などの所得のうち、総合課税を選択したもの。

(オ) 欄 収入金額…源泉徴収前の配当収入額。

(④) 欄 所得金額…オから株式取得のための負債の利子を差し引いた金額。

[5] 業務に係る雑所得

種 目…原稿料、講演料、印税、シルバー人材センターによる所得等。

(ク) 欄 収入金額…令和5年中の収入金額。

(⑦) 欄 所得金額…クから必要経費（図書購入費、調査研究費等。）を差し引いた金額。

[6] その他の雑所得

種 目…生命保険の年金（個人年金）、互助年金、暗号資産取引等。

(ケ) 欄 収入金額…令和5年中の収入金額。

(⑧) 欄 所得金額…ケから必要経費（生命保険の年金（個人年金）の掛金等。）を差し引いた金額。

[7] 総合譲渡所得

- a. 自動車や機械、船舶、特許権、ゴルフ会員権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡による所得が譲渡所得になります。
- b. **(コ) 短期欄**には、譲渡した資産の保有期間が5年以内のものについて、**(サ) 長期欄**には、保有期間が5年を超えるものについてそれぞれ、「**収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額**」で算出した金額を記入してください。
特別控除額は最高50万円で、まず、短期分から控除します。
- c. 土地や借地権など土地の上に存する権利、建物、その附属設備、構築物の譲渡所得及び株式等の譲渡所得がある場合は分離課税欄（記載は裏面）に記入してください。これら譲渡所得等は他の所得と分離して課税される分離課税となっています。詳しい内容については松戸税務署におたずねください。

[8] 一時所得

- (シ) 欄 収入金額…令和5年中に受けた金品、賞金、懸賞金、公営競技（競馬・競輪・オートレース・ボートレース）の払戻金、生命保険の満期返戻金など。
収入から、その収入を得るために要した費用を差し引いた金額－50万円の金額が入ります。
- (⑩) 欄 所得金額…コ＋[(サ＋シ)×1/2]

手順B 所得から差し引かれる金額（所得控除）の記入

令和3年度課税より、給与所得控除等から基礎控除への振替に伴い、同じ収入であっても合計所得金額や総所得金額等が10万円増加するため、配偶者・扶養控除等及び非課税措置について所得要件が10万円引き上げられています。

◆基礎控除の見直し◆

納税義務者の合計所得金額に応じて右記表のとおり控除額が逓減します。

基礎控除	納税義務者の合計所得金額		控除額
	2,400万円以下		43万円
	2,400万円超	2,450万円以下	29万円
	2,450万円超	2,500万円以下	15万円
	2,500万円超		0円

④ 配偶者控除・同一生計配偶者

〈表3〉参照

- ① 概要 a. 配偶者控除 納税義務者と生計を一にする配偶者（令和5年分の合計所得金額が48万円以下の人）に該当する場合の控除。 ※老人配偶者…控除対象の配偶者のうち70歳以上の人
- b. 同一生計配偶者 納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者として扶養の人数に含まれます。
- ② 書き方 a. 配偶者控除の欄に氏名・生年月日・個人番号（マイナンバー）等を記入してください。
- b. 上記a.と同様に記入した上で、「同一生計配偶者」欄の□にレ点を入れてください。
(配偶者控除を取られた人のうち、同居されていない人については区分欄の別居の□にレ点を入れ、別居の場合の住所を記入してください。)

〈表3〉 配偶者控除 控除額一覧

納税義務者（扶養する方）の合計所得金額が900万円を超えると控除額が逓減します。

納税義務者の合計所得金額	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (昭和29年1月1日以前生)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	0円	0円

⑤ 配偶者特別控除

〈表4〉参照

- ① 概要 令和5年分の合計所得金額が1,000万円以下の人が、生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族とされる者、青色・白色事業専従者を除きます。）を有する場合で、その配偶者に合計所得金額48万円超133万円以下の所得がある場合は、〈表4〉で求めた金額を所得金額から控除することができます。
- ② 書き方 「配偶者の合計所得金額」欄のみを記入してください。

〈表4〉 配偶者特別控除 控除額一覧

納税義務者（扶養する方）の合計所得金額が900万円を超えると控除額が逓減します。

配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

⑥ 扶養控除 〈表5〉参照

- ① 概要 控除対象扶養親族（納税義務者と生計を一にする親族で、令和5年分の合計所得金額が48万円以下の人）に該当する場合の控除。
- 老人扶養親族…控除対象の扶養親族のうち70歳以上の人※
 - 一般扶養親族…扶養親族のうち16歳以上19歳未満の人及び、23歳以上70歳未満の人
 - 特定扶養親族…扶養親族のうち19歳以上23歳未満の人
 - 年少扶養親族…扶養親族のうち16歳未満の人
- ※ 老人扶養親族のうち、同居の直系尊属の人は同居老親等に該当します。
- ② 書き方 扶養親族の欄に氏名・生年月日・個人番号（マイナンバー）等を記入してください。
（扶養控除を取られた人のうち、同居されていない人については区分欄の別居の□にシ点をし、別居の場合の住所地进行を記入してください。）

〈表5〉 扶養控除等 控除額一覧

扶養控除	年少扶養親族（平成20年1月2日以降生）		0円
	一般扶養親族 （平成17年1月2日～平成20年1月1日生および 昭和29年1月2日～平成13年1月1日生）		33万円
	特定扶養親族 （平成13年1月2日～平成17年1月1日生）		45万円
	老人扶養親族 （昭和29年1月1日以前生）	同居老親等以外	38万円
		同居老親等	45万円

⑦ ひとり親控除・寡婦控除 〈表6〉参照

- ① 概要 a. ひとり親控除 婚姻歴や性別に関わらず、令和5年分の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する単身者であり、令和5年分の合計所得金額が500万円以下の人に該当する場合の控除。
- b. 寡婦控除 (a) 夫と離別後再婚していない人で、子以外の扶養親族を有し、令和5年分の合計所得金額が500万円以下の人に該当する場合の控除。
(b) 夫と死別後再婚していない人や夫の生死の明らかでない人で、令和5年分の合計所得金額が500万円以下の人に該当する場合の控除。
- ※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある人は対象外
- ② 書き方 概要のいずれかに該当する人は該当項目の□にシ点をし入れてください。

〈表6〉 ひとり親控除・寡婦控除

…ひとり親控除

本人女性	配偶関係	死別		離婚		未婚	
	本人合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
生計を一にする子	<input type="checkbox"/>	30万円	—	30万円	—	30万円	—
扶養親族（子以外）		26万円	—	26万円	—	—	—
扶養親族 無し		26万円	—	—	—	—	—

本人男性	配偶関係	死別		離婚		未婚	
	本人合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
生計を一にする子	<input type="checkbox"/>	30万円	—	30万円	—	30万円	—
扶養親族（子以外）		—	—	—	—	—	—
扶養親族 無し		—	—	—	—	—	—

⑧ 障害者控除 〈表7〉参照

- ① 概要 あなたが障害者である場合や、同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当する場合の控除。
- ② 書き方 障害の区分にその等級を記入し、該当項目の□にシ点をし入れてください。
また、寝たきり等高齢者の場合で市役所介護保険課にて要介護認定を受け障害者と認定される人（詳しくは介護保険課にお尋ねください）は、認定の等級を記入し、該当項目の□にシ点をし入れてください。身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA-1・A-2、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する人は特別障害者控除に該当します。※この控除を受ける場合は、障害者手帳等を添付するか提示してください。

〈表7〉 障害者控除

区分	控除額	
	本人が障害者の場合	同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合（1人につき）
障害者	26万円	
特別障害者	30万円	
同居特別障害者	53万円	

⑨(1)医療費控除 ※この控除を受ける方は、同封の「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

- ① 概要 a. あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った医療費がある場合に記入します。治療費や医療品の購入費のほか、交通費（原則：公共の交通機関を利用したもの）なども含まれます。
 b. 次の算式で計算した金額が控除額となります。ただし、控除額は200万円が限度となります。
 ① **(支払った医療費の総額) - (保険金等で補てんされる金額) = (差引負担額)**
 ② **(差引負担額) - (10万円か総所得金額等×5%を比較した金額のいずれか少ないほうの金額) = 控除額**
 c. 「保険などで補てんされる金額」には、健康保険組合などからの給付金（医療費や分娩費等）や加害者から補てんを受ける医療費などがあります。
- ② 書き方 概要bで算出された金額を記入してください。記入については、控除額のほか医療費控除の欄すべての項目についても記入が必要です。この控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」または医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等）を添付してください。

(2)セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

※この控除を受ける方は、従来の医療費控除（上記の医療費控除）は受けられません。

- ① 概要 a. あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として健康診査や予防接種等の一定の取組を行っていて、かつ生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）等購入費がある場合に記入します。対象となる商品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。
 b. 次の算式で計算した金額が控除額となります。ただし、控除額は8万8千円が限度となります。
{(スイッチOTC医薬品購入費の総額) - (保険金等で補てんされる金額)} - 12,000円 = 控除額
 c. 「保険などで補てんされる金額」には、健康保険組合などからの給付金（医療費や分娩費等）や加害者から補てんを受ける医療費などがあります。
- ② 書き方 概要bで算出された金額を記入してください。記入については、控除額のほか医療費控除の欄すべての項目についても記入が必要です。この控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書の添付および令和5年中に一定の取組を行ったことを明らかにする書類を添付するか提示してください。

⑩社会保険料控除

- ① 概要 あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために、あなたが令和5年中に支払った健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などがある場合の控除
- ② 書き方 支払った金額を記入してください。ただし、扶養者の年金や給与から天引きされているものは控除の対象となりません。

⑪小規模企業共済等掛金控除

- ① 概要 あなたが令和5年中に支払った小規模企業共済掛金（※旧第二種共済契約の掛金は生命保険料控除の対象）、確定拠出年金法の企業型又は個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金がある場合の控除
- ② 書き方 支払った金額を記入してください。

⑫生命保険・個人年金・介護医療保険料控除

- ① 概要 あなたや生計を一にする扶養者を受取人とする生命保険・個人年金契約・介護医療保険について、あなたが令和5年中に支払った保険料の合計額から契約者配当金の合計額を差し引いた残りの金額がある場合の控除
- ② 書き方 支払金額を記入してください。旧契約分と新契約分は記載場所が異なりますので注意してください。また、⑩欄の控除金額は市で計算するため記入しないでください。
 ※この控除を受ける場合は、控除証明書を添付するか提示してください。

支払保険料区分		支払保険料の金額	控除額		
一般の生命保険料	新契約の保険料 (平成24年1月1日以後の契約締結分)	12,000円以下	支払保険料の全額	①	
		12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円		
		32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円		
		56,001円以上	一律に28,000円		
	旧契約の保険料 (平成23年12月31日以前の契約締結分)	15,000円以下	支払保険料の全額	②	
		15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円		
		40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円		
		70,001円以上	一律に35,000円		
			①+②		③
			②と③のいずれか大きい金額		(最高28,000円) A
支払保険料区分		支払保険料の金額	控除額		
介護医療料	新契約の保険料 (平成24年1月1日以後の契約締結分)	12,000円以下	支払保険料の全額	B	
		12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円		
		32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円		
		56,001円以上	一律に28,000円		
支払保険料区分		支払保険料の金額	控除額		
個人年金保険料	新契約の保険料 (平成24年1月1日以後の契約締結分)	12,000円以下	支払保険料の全額	④	
		12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円		
		32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円		
		56,001円以上	一律に28,000円		
	旧契約の保険料 (平成23年12月31日以前の契約締結分)	15,000円以下	支払保険料の全額	⑤	
		15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円		
		40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円		
		70,001円以上	一律に35,000円		
			④+⑤		⑥
			⑤と⑥のいずれか大きい金額		(最高28,000円) C
A + B + C = 生命保険料控除額 (最高70,000円)					

⑬地震保険料控除

- ① 概要 住宅や家財などの生活資産の損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約（満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の損害保険契約）に係る保険料や掛金（長期損害保険料）を、あなたが令和5年中に支払った場合の控除
- a. 地震保険契約のみの場合 控除額＝支払った保険料の1/2（最高額25,000円）
 - b. 長期損害保険契約のみの場合（平成18年12月31日までに締結したもの）
 - c. 地震保険契約と長期損害保険契約の両方がある場合
控除額＝それぞれ上記a、bにあてはめて計算した金額の合計額（最高額25,000円）
- ② 書き方 支払った金額を記入してください。なお、⑬欄の控除金額は市で計算するため記入しないでください。
※この控除を受ける場合は、控除証明書を添付するか提示してください。

⑭寄附金に関する事項（税額控除）

- ① 概要 個人が一定の団体等に行った寄附金について、市民税・県民税の税額控除を受けることができる制度
- ② 書き方 下記を参考に該当欄に記入してください。
- a. 自治体…都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）※1・2
 - b. 日赤等…住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金
 - c. 県条例・市条例…都道府県、又は市区町村が住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で定めた団体への寄附金
- ③ 計算例
- a. 「支出した寄附金の合計額」か「総所得金額等の30%」のいずれか低い方の金額－2,000円）の10%（市民税6%、県民税4%）を税額控除。
 - b. 自治体に対する寄附金がある場合は、（支出額－2,000）× {90%－所得税の限界税率(0～45%)×1.021} の額（市民税3/5、県民税2/5）が加算されます（ただし、住民税所得割の2割が限度となります）。

※1ふるさと納税ワンストップ特例制度について（平成27年4月1日以降に行ったふるさと納税が対象です）

確定申告をする必要がない給与所得者等がふるさと納税を行った場合、確定申告を行わなくても寄附する際に寄附先団体に申告特例申請書を提出することで、ふるさと納税として寄附した分の控除が受けられます。

ただし、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った人や、確定申告を行う人はワンストップ特例制度の利用ができませんので、ふるさと納税についての控除を受けるためには、これまでと同様に確定申告を行う必要があります。確定申告が不要とされている人で、市民税・県民税の申告が必要な場合は、領収書または寄附金受領証明書を添付するか提示し、控除の申告をすることで、適用を受けることができます。ただし、市民税・県民税の寄附金税額控除（基本控除・特例控除）のみとなります。

※2ふるさと納税に係る指定制度について（令和元年6月1日以降に支出された寄附金について適用となります。）

ふるさと納税（特例控除）の対象となる地方団体を、総務大臣が一定の基準に基づき指定する制度です。指定対象外の団体に対して支出された寄附金については、市民税・県民税の寄附金税額控除（特例控除）の対象外となります。

（所得税の所得控除及び市民税・県民税の基本控除の対象にはなりません。）

⑮住宅借入金等特別税額控除（住借）（税額控除）

- ① 概要 市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除は、住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった金額が対象となります。控除できる金額は、下記の①又は②のいずれか少ないほうの金額となります。
- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
 - ② 市民税・県民税の住宅ローン控除限度額

入居した年月日	市民税・県民税の住宅ローン控除限度額
平成21年1月1日から平成26年3月31日まで	所得税の課税総所得金額等の5% (最高 97,500円)
平成26年4月1日から令和3年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等の7% (最高 136,500円) (注1)
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等の5% (最高 97,500円) (注2)

(注1) 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が8%又は10%である場合に限りです。それ以外の場合の控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）になります。

(注2) 令和4年中に入居した方で、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ注文住宅の新築は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に、分譲住宅等は令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約した方は、控除限度額は所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）になります。

所得税から控除しきれなかった金額が0円となる場合、住民税からの控除はありません。

- ② 書き方
- a. 年末調整で住宅借入金等特別控除を受けた人は、「住宅借入金等特別控除可能額」「住宅借入金特別控除の額」「居住開始年月日」を記入してください。
 - b. 源泉徴収票の住宅借入金等特別控除区分の住・認・増・震の後に（特）と記載がされている場合は、8%又は10%の欄の□にレ点を入れてください。記載がない場合は、なし又は5%の欄の□にレ点を入れてください。

⑯勤労学生控除

- 概要 本人が勤労学生である場合は26万円の控除が受けられます。勤労学生とは、学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒又は児童等をいいます。また、令和5年分の合計所得金額が75万円以下であり所得のうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の人に該当する場合の控除となります。
- ※この控除を受ける場合は、学生証又は在学の証明書等を添付するか提示してください。